

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

令和5年3月20日 広島地方裁判所三次支部 御中

原告 高野邦夫

被告 国

準備書面 (5)

付属書類:甲第24,25,26,27,28,29号証写し各1通

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件(甲第2号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1,2の被告津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を牛尾副検事、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を他訴2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーして貼付けしたものです。

第二. 準備書面(4)の補充

1. 他訴2で、広島県の筆頭指定代理人であった福永孝弁護士が、作成した答弁書(甲第18号証)によれば、本件対象文書2(送致番号簿=甲第1号証)を乙第1号証として庄原簡易裁判所に提出した。これは、庄原区検察庁牛尾副検事が作成した事を前提にしている。そして、甲第15号証等からすれば、牛尾副検事の筆跡であることは明らかである。牛尾副検事の筆跡は達筆ではあるが、かなりの「癖字」で決して「ありふれた筆跡」ではない。

3 同3について

否認する。庄原警察署は合理的期間内に必要な捜査を行い、平成29年6月9日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである(乙1)(被疑者は逮捕されておらず、8月22日時点においても捜査中である。)

2. 広島県の準備書面(1)=甲第20号証では、私が広島地方検察庁三次支部を訪れた年月日が平成29年6月8日～9日と訂正がなされています。これは私の主張である平成29年6月8日を否認できなかった事を意味する苦し紛れの訂正という他ない。

3. 広島県の日付の訂正は「平成29年6月8日～9日」で終わっており、これを前提に判決が下されました。然るに、御庁平成30年(ワ)第19号の国の第1準備書面(甲第21号証)から突然「平成29年6月12日」に化けてしまった。おそらくは、本件対象文書2(送致番号簿=甲第5号証)の廣雄の検番「23」の6月9日に符号させた結果という他ない。検番「23」が二つもある点が釈然としないので、この点は国に釈明を求めます(求釈明)。

(4) 「4.」について

原告が広島地方検察庁三次支部を訪れて、同支部職員に対して本件暴行事件に係る告訴状を提出したことは認める。

なお、広島地方検察庁三次支部が原告から告訴状の提出を受けたのは、「平成29年6月12日」が正しい。

4. 国の第1準備書面(甲第21号証)から突然「平成29年6月12日」に化けてしまった根拠を示して戴きたい(求釈明)。

5. 国=検察は本件対象文書2を所持していないと述べるが、国の第1準備書面(甲第21号証)では、本件対象文書2(送致番号簿=甲第1号証)は、庄原区検察庁牛尾副検事が作成したものとして認めていると解されるが、今になって何故に下枠内のように述べるのか(求釈明)。

2 本件申立ては、理由がないこと

(1) 相手方は、本件対象文書2を所持していないこと

本件対象文書2は、庄原区検察庁において作成された文書ではなく、相手方は、本件対象文書2を所持していないから、本件申立てのうち、本件対象文書2に係る部分は、理由がない。

なお、文書の所持の立証責任は申立人が負うことを付言する(東京高等裁判所昭和54年8月3日決定・判例時報942号52ページ)。

6. 別件訴訟控訴審は、1審の継続審であり一体のものであるから、前提事実として2審で判断されていれば、赤下線部のようにはいえない。2審判決(甲第3号証)6~7頁は、次頁ファイルで、私が広島地方検察庁三次支部を訪れたのは「平成29年6月12日」と認定している。これは「1,2審を通じて国が主張した事実」に裁判官達が「欺き騙された」結果である。

(2) 本件対象文書1を取り調べる必要がないこと

前記のとおり、申立人は、本件対象文書1によって、「牛尾副検事の文書偽造・同行使の事実」を証明する旨主張するが、本件訴訟の被告第1準備書面第3(4ページ及び5ページ)で述べたとおり、原告の請求が棄却された別件訴訟の第1審においては、本件告訴状は書証として提出されておらず、同告訴状は、別件訴訟の第1審判決における判断の基礎とされていない。

7. なお先にも述べたが、因果関係を平たく言うなら「原因と結果の関係」であり、この世に存在する事象は全て因果関係で結ばれているのである。損害賠償における相当因果関係論は、「風が吹けば桶屋が儲かる」が如き因果関係を、それこそ相当な範囲に画する事である。

8.重ねて述べるが、私が広島地方検察庁三次支部を訪れたのは、平成29年6月8日の唯一度であり、対応した職員も1度だけの面会であった。私の主張の誤った点は、訪れた日が金曜日ではなく木曜日だった事である。

ウ 控訴人は、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した職員に対し、同日付けの本件告訴状（「広島地方検察庁三次支部検察官」宛てのもの）を提出した。対応した職員は、本件取扱要領10条に従い、控訴人に対し、本件告訴状の宛先を「広島地方検察庁検察官」に訂正させた上、告訴状等送付書に本件告訴状を添付して広島地方検察庁に送付した。（乙3の1、乙5）

控訴審判決(甲第3号証)6～7頁から抜粋

9.以上述べたとおり、本件対象文書1(甲第1号証)は、「重要な部分・意味を挿げ替えた偽造文書」と断ぜざるを得ない。コピーでなく原本が提出されるなら、より判然とする。

第三. 結語

1. 被害者等通知制度実施要領(法務省令=甲第23号証)によれば、犯罪被害者の保護という観点から犯罪の被害者に対して事件処理に関する通知を行うように規定している。これは担当検察官等を義務づけるものであり、被害者側からみれば「一種の受給権ないし情報権」とであると解される。なお甲第24号証は、御庁平成30年(ワ)第19号において私が提出した文書提出命令申立書で、甲第28号証は広島高等裁判所(2審)で提出した令和1年9月11日付の文書提出命令申立書です。

2. 本件文書提出命令申立書の許否に関しても、本件対象文書1,2共に、犯罪被害者の保護という観点から決せられるべきものと思料するところです。

以上原告 こうのくに 高野邦夫